

## 第32回盛岡地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成29年2月13日（月）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

### 3 出席者

（委員）小川理津子，河原克巳，関英祐，中島経太，中野志真子，中村美智子，  
深澤泰弘，細川亮，宮順子，山田敏彦

（五十音順，敬称略）

（説明者）国分（史）裁判官，佐々木地裁事務局長，品川刑事首席書記官，須藤  
刑事訟廷管理官

（事務局）尾関民事首席書記官，小抜地裁事務局次長，崩出地裁総務課長，藤井  
家裁総務課課長補佐，遠藤地裁総務課庶務係長

### 4 議事等

(1) 裁判員制度の概略説明

(2) 施設見学

見学順路 裁判員等候補者待機室→質問手続室→評議室

→200号法廷（裁判員裁判法廷）

(3) 質疑応答（◎委員長 ○委員 ■説明者）

#### 【裁判員等候補者待機室】

■ <裁判員選任手続の説明>

○ 岩手県外在住の方が候補者となるのはなぜか。

■ 裁判員候補者名簿の作成時期に盛岡地裁の管轄区域に居住しており，その  
後に転居されたからである。

#### 【質問手続室】

■ <個別質問，抽選作業及び宣誓手続の説明>

○ 抽選から外れた方にお渡しする感謝カードは、全国統一のものか。

■ 盛岡地裁で作成したものである。

**【評議室】**

■ <評議室の設備説明>

**【200号法廷（裁判員裁判法廷）】**

■ <200号法廷の設備説明>

○ この法廷は、裁判員裁判のみに使用されているのか。

■ 裁判員裁判以外の事件でも使用している。

**(4) 意見交換（◎委員長 ○委員 ■説明者）**

**【裁判員候補者の出席率の実情について】**

■ <裁判員候補者の出席率の実情の説明>

○ 辞退の申立てなどをせずに、選任期日当日に連絡なく欠席する人が多いという印象を受けた。何らかの事情がないのに、欠席することは許されるのか。

■ 裁判員制度は、広く国民の皆さんに参加していただくことが前提の制度であり、裁判員になることは、国民の義務とされている。

○ よほどの事情がないと欠席できないという感覚であったが、無断欠席してもペナルティーがないなら出席しないと考える人も多いのではないか。

◎ これまで実際に制裁が科されたことはないと承知しているが、正当な理由なく欠席した場合には、過料の制裁が科されることもあると定められている。

○ 裁判員への接触や、PTSDなど、ネガティブな情報に触れることは多いが、ポジティブな情報はあまり耳にしたことがない。

○ 審理や評議が難しいから、自分は裁判員に適していないと考える人もいるのではないか。

◎ 分かりやすい審理、評議を模索しながら運用しており、難しいから裁判員に適していないとか、できないということはない。

**【選任手続について】**

■ 〈選任手続に関する説明〉

○ 裁判所という場所柄，待ち時間にしてよいこと，してはいけないことが分からず，不安な候補者もいるのではないか。事前に待ち時間にしてよいことをアナウンスしてはどうか。

■ 現実には，本を持参して読んだり，裁判所で用意した雑誌等を読んでいる方がいるほか，気分転換に室外に出る方もいる。

○ 事前にどのくらい待ち時間があるのかお知らせしているのか。待ち時間が分かっていたら，自分で本等を持参するのではないか。

■ あらかじめ選任手続の終了時間の目安はお伝えしている。

○ 選任期日を複数日指定し，出席できる日を候補者が選ぶことができれば，出席率も上がるのではないか。

■ 選任期日を複数日指定した場合，最終日に裁判員を抽選で選ぶことになるが，宣誓のために来庁していただく必要が生じるなど，裁判員候補者の負担が増えることも考えられる。

○ 選任手続期日をお知らせする際，15種類もの書面を郵送しているとのことだが，書面の量が多ければ見るのも嫌になることもあるのではないか。郵送する書面をスリム化できないか。

■ 候補者への様々な配慮として，介護等に関する書類のほか，宿泊や駐車場等の周辺地図などの書類も同封している実情がある。制度が施行され相当経過しており，書面のスリム化など改善の余地はあると考えている。

【公判手続について】

■ 〈公判手続に関する説明〉

○ 弁護人は，裁判員が一般の方であることを意識して，難しい，分かりづらいということがないように弁護している。

○ 法曹三者とも，より分かりやすい審理を目指している。検察庁では，裁判員経験者のアンケートの意見も参考にしている。

- ◎ 裁判員裁判の審理日程は、適宜休延の日を入れるなど工夫している。
- 裁判官と裁判員のコミュニケーションが大切である。裁判官は偉い方々で、自分たちとは違うという感覚を持っている人もいるのではないか。
- 裁判員とはフランクな雰囲気ですぐ地元の話題などを交えながら会話し、人としての付き合いを大切にすることを心掛けて進めている。
- 遺体の写真ではなく図示したものを証拠として使用したとのことだが、状況が裁判員に十分に伝わらないおそれはないか。
- その証拠を見ることが、真に審理に必要であるか、目的は何かについて、公判の前の手続で十分に議論を尽くしている。怪我の数、場所及び程度が問題となる場合などには、図示で対応できると考えたものである。争点によっては、遺体の写真を見てもらうことが必要となる場合も考えられる。
- 裁判員の安全確保の観点から、関係者に顔を見られたくない裁判員がサングラスやマスクをして審理に臨むことは可能なのか。
- 病気や予防等のためにマスクをしている方については、支障がないものと考えている。顔を隠さなければ身の安全が脅かされるような事件であれば、裁判員裁判として実施することが相当かどうか検討することになる。

#### 【広報活動について】

- <広報活動に関する説明>
- 知人の娘さんから裁判員の経験談を聞いたことがある。若い方だが、いい経験をしたと話していた。裁判員を経験した方が、具体的にどんなところがいい経験になったのか、その具体的内容を発信することは非常に有効である。
- 裁判官からは、裁判員に対して、経験談は守秘義務に反しないので、積極的に話したい旨説明をしている。
- ◎ マスコミに取り上げてもらうことの影響力が大きいと思われるが、いかがか。
- 裁判所のホームページを見ることはなくても、マスコミの報道は目にする。

- 制度導入時は、かなり詳しく報道していた。最近はあまり報道しなくなったように感じている。裁判員が経験談を語ってくれるのであれば、報道する価値が出てくるのではないか。
- 選任手続期日に出席したものの抽選から外れた方は、せっかく来たのに外れたという気持ちが残る。選任期日に出席したこと自体が、地域社会を守ることにつながり、意義があるのだということを積極的に発信すべきである。
- 裁判員候補者名簿に登載された旨の通知が届く時期に、ホームページやニュース等で裁判員制度についての情報を目にすることで、自分もその一人であるという自覚が芽生え、出席率の向上に繋がると思われる。広報のタイミングも重要となるのではないか。
- 年配の方の多くはホームページを見ない。地域の新聞等で定期的に裁判員の経験談を掲載するなどの情報発信を心掛けて、関心が薄れないようにすることも大切であると思われる。

## 5 次回期日等

### (1) 次回期日等

地家裁合同委員会 未定（9月下旬又は10月上旬）

### (2) テーマ

未定